

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等
(平成二十五年三月一日経済産業省・国土交通省第二号)

1 判断の基準

1-1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 18 条第 1 号に規定する乗用自動車（以下「乗用自動車」という。）であって、揮発油を燃料とする乗車定員 10 人以下のもの（電気（外部電源により供給される電気に限る。以下同じ。）を動力源とするものを除く。以下「ガソリン乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度（平成 26 年 4 月 1 日に始まり平成 27 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するガソリン乗用自動車（以下「平成 22 年度ガソリン乗用自動車」という。）のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 4 号）による改正前の自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号）第 1 条の表第 1 号に規定する数値（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成 18 年国土交通省告示第 350 号。以下「燃費算定告示」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる方法により算定したもの（以下「10・15 モード燃費値」という。）をいう。ただし、10・15 モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、同項第 2 号に掲げる方法により算定したもの（以下「JC08 モード燃費値」という。）を別添 1 の換算式により変換したものをいう。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成 22 年度ガソリン乗用自動車平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 703 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	21.2
2 車両重量が 703 キログラム以上 828 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	18.8
3 車両重量が 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	17.9
4 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	16.0
5 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	13.0
6 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	10.5
7 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	8.9
8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	7.8
9 車両重量が 2,266 キログラム以上の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	6.4

備考 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

(2) 乗用自動車であって、液化石油ガスを燃料とする乗車定員 10 人以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「LP ガス乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者

は、目標年度（平成 22 年 4 月 1 日に始まり平成 23 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度（平成 31 年 4 月 1 日に始まり令和 2 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する L P ガス乗用自動車（以下「平成 22 年度 L P ガス乗用自動車」という。）のエネルギー消費効率（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和 54 年通商産業省・運輸省令第 3 号。以下「省令」という。）第 1 条の表第 1 号に規定する数値（10・15 モード燃費値に限る。）をいう。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 703 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	15.9
2 車両重量が 703 キログラム以上 828 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	14.1
3 車両重量が 828 キログラム以上 1,016 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	13.5
4 車両重量が 1,016 キログラム以上 1,266 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	12.0
5 車両重量が 1,266 キログラム以上 1,516 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	9.8
6 車両重量が 1,516 キログラム以上 1,766 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	7.9
7 車両重量が 1,766 キログラム以上 2,016 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	6.7
8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	5.9
9 車両重量が 2,266 キログラム以上の平成 22 年度 L P ガス乗用自動車	4.8

(3) ガソリン乗用自動車のうち乗車定員 9 人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5 トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員 9 人以下のもの若しくは乗車定員 10 人かつ車両総重量 3.5 トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「ディーゼル乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度（平成 31 年 4 月 1 日に始まり令和 2 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車（以下「平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（省令第 1 条の表第 1 号に規定する数値（J C 08 モード燃費値（J C 08 モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる方法により算定したもの（以下「WLTC モード燃費値」という。））に限る。）をいう。(4)及び(7)において同じ。)(ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を 1.1 で除した値。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（以下「平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 601 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	22.5

2 車両重量が 601 キログラム以上 741 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	21.8
3 車両重量が 741 キログラム以上 856 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	21.0
4 車両重量が 856 キログラム以上 971 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	20.8
5 車両重量が 971 キログラム以上 1,081 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	20.5
6 車両重量が 1,081 キログラム以上 1,196 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	18.7
7 車両重量が 1,196 キログラム以上 1,311 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	17.2
8 車両重量が 1,311 キログラム以上 1,421 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	15.8
9 車両重量が 1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	14.4
10 車両重量が 1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	13.2
11 車両重量が 1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	12.2
12 車両重量が 1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	11.1
13 車両重量が 1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	10.2
14 車両重量が 1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	9.4
15 車両重量が 2,101 キログラム以上 2,271 キログラム未満の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	8.7
16 車両重量が 2,271 キログラム以上の平成 27 年度特定ガソリン乗用自動車等	7.4

(4) 乗用自動車であつて、揮発油又は軽油を燃料とする乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「小型バス」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度（平成 31 年度 4 月 1 日に始まり令和 2 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する小型バスのエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(3)において「小型バス平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 揮発油を燃料とする小型バス	8.5
2 軽油を燃料とする小型バス	9.7

(5) 乗用自動車であつて、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超のもの（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する道路及び道路法

(昭和 27 年法律第 180 号) 第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。) に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車 (旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。) に限る。以下「路線バス等」という。) の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度 (令和 6 年 4 月 1 日に始まり令和 7 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する路線バス等 (以下「平成 27 年度路線バス等」という。) のエネルギー消費効率 (省令第 1 条の表第 4 号に規定する数値 (燃費算定告示第 2 条第 1 号に掲げる方法により算定したもの (以下「重量車モード燃費値」という。)) をいう。(6)において同じ。) を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値 (1—2(4)において「平成 27 年度路線バス等平均燃費値」という。) が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5 トン超 8 トン以下の平成 27 年度路線バス等	6.97
2 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の平成 27 年度路線バス等	6.30
3 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の平成 27 年度路線バス等	5.77
4 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の平成 27 年度路線バス等	5.14
5 車両総重量が 14 トン超の平成 27 年度路線バス等	4.23

(6) 乗用自動車であって、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超のもの (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。以下「一般バス等」という。) の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (平成 27 年 4 月 1 日に始まり平成 28 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度 (令和 6 年 4 月 1 日に始まり令和 7 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する一般バス等 (以下「平成 27 年度一般バス等」という。) のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値 (1—2(4)において「平成 27 年度一般バス等平均燃費値」という。) が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5 トン超 6 トン以下の平成 27 年度一般バス等	9.04
2 車両総重量が 6 トン超 8 トン以下の平成 27 年度一般バス等	6.52
3 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の平成 27 年度一般バス等	6.37
4 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の平成 27 年度一般バス等	5.70
5 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の平成 27 年度一般バス等	5.21
6 車両総重量が 14 トン超 16 トン以下の平成 27 年度一般バス等	4.06
7 車両総重量が 16 トン超の平成 27 年度一般バス等	3.57

(7) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車のうち乗車定員 9 人以下のもの若しくは車両総重量 3.5 トン以下のもの (以下「特定 LP ガス乗用自動車」という。) 又は小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (令和 2 年 4 月 1 日に始まり令和 3 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度 (令和 11 年 4 月 1 日に始まり令和 12 年 3 月 31 日に終わる年度までに限る。) において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定 LP ガス乗用自動車及び小型バス (以下「令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等」という。) のエネルギー消費効率 (ディーゼル乗用自動車及び軽油

を燃料とする小型バスにあっては、当該エネルギー消費効率を 1.1 で除した値、特定LPガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を 0.78 で除した値。) を出荷台数で加重して調和平均した値 (1—2(5)において「企業別平均燃費値」という。) が次の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を同表の左欄に掲げる区分ごとの出荷台数で加重して調和平均した値 (1—2(6)において「企業別基準エネルギー消費効率」という。) を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両重量が 741 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	24.6
2 車両重量が 741 キログラム以上 856 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	24.5
3 車両重量が 856 キログラム以上 971 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	23.7
4 車両重量が 971 キログラム以上 1,081 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	23.4
5 車両重量が 1,081 キログラム以上 1,196 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	21.8
6 車両重量が 1,196 キログラム以上 1,311 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	20.3
7 車両重量が 1,311 キログラム以上 1,421 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	19.0
8 車両重量が 1,421 キログラム以上 1,531 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	17.6
9 車両重量が 1,531 キログラム以上 1,651 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	16.5
10 車両重量が 1,651 キログラム以上 1,761 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	15.4
11 車両重量が 1,761 キログラム以上 1,871 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	14.4
12 車両重量が 1,871 キログラム以上 1,991 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	13.5
13 車両重量が 1,991 キログラム以上 2,101 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	12.7
14 車両重量が 2,101 キログラム以上 2,271 キログラム未満の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	11.9
15 車両重量が 2,271 キログラム以上の令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等	10.6

(8) 路線バス等の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度 (令和 7 年 4 月 1 日に始まり令和 8 年 3 月 31 日に終わる年度) 以降の各年度において国内向けに出荷する路線バス等 (以下「令和 7 年度路線バス等」という。) のエネルギー消費効率 (省令第 1 条の表第 4 号に規定する数値 (燃費算定告示第 2 条第 2 号に掲げる方法により算定したもの (以下「JH25 モード燃費値」という。)) をいう。(9)において同じ。) を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台

数で加重して調和平均した値（1—2(6)において「令和7年度路線バス等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超8トン以下の令和7年度路線バス等	7.15
2 車両総重量が8トン超10トン以下の令和7年度路線バス等	6.30
3 車両総重量が10トン超12トン以下の令和7年度路線バス等	5.80
4 車両総重量が12トン超14トン以下の令和7年度路線バス等	5.27
5 車両総重量が14トン超の令和7年度路線バス等	4.52

(9) 一般バス等の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和7年4月1日に始まり令和8年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する一般バス等（以下「令和7年度一般バス等」という。）のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数で加重して調和平均した値（1—2(6)において「令和7年度一般バス等平均燃費値」という。）が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

区分	基準エネルギー消費効率
1 車両総重量が3.5トン超の6トン以下の令和7年度一般バス等	9.54
2 車両総重量が6トン超の8トン以下の令和7年度一般バス等	7.73
3 車両総重量が8トン超の10トン以下の令和7年度一般バス等	6.37
4 車両総重量が10トン超の12トン以下の令和7年度一般バス等	6.06
5 車両総重量が12トン超の14トン以下の令和7年度一般バス等	5.29
6 車両総重量が14トン超の16トン以下の令和7年度一般バス等	5.28
7 車両総重量が16トン超の令和7年度一般バス等	5.14

(10) 特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、乗用自動車であって乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（電気を動力源とするものを除く。以下「特定小型バス」という。）、乗用自動車であって電気を動力源とするもの（燃料を使用するものに限る。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「プラグインハイブリッド乗用自動車」という。）又は乗用自動車であって電気を動力源とするもの（化石燃料又は非化石燃料を使用するものを除く。）のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「電気乗用自動車」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、特定LPガス乗用自動車、特定小型バス、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車（以下「令和12年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）のエネルギー消費効率（次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が次の式により算定した基準エネルギー消費効率（小数点以下第一位未満を四捨五入して得た数値とする。ただし、車両重量が2,759キログラム以上の場合は9.5とする。）を車両重量ごとの出荷台数で加重して調和平均した値を下回らないようにすること。

自動車の種類	エネルギー消費効率
特定ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗	省令第1条の表第1号に規定する数値（WLTCモード燃費値に限る。） （ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする特定小型バスにあっては、W

用自動車、特定LPガス乗用自動車及び特定小型バス	LTCモード燃費値を1.1で除した値、特定LPガス乗用自動車及びLPガスを燃料とする特定小型バスにあつては、WLTモード燃費値を0.74で除した値をいう。）
プラグインハイブリッド乗用自動車	省令第1条の表第2号に規定する数値（燃費算定告示第1条第2項第1号口に掲げる方法により算定したもの（以下「WLTモードハイブリッド燃料消費率」という。）に限る。）（別添2の換算式により変換した値をいう。）
電気乗用自動車	省令第1条の表第3号に規定する数値（燃費算定告示第1条第3項第2号に掲げる方法により算定したもの（以下「WLTモード交流電力量消費率」という。）に限る。）（別添2の換算式により変換した値をいう。）

$$FeStandard(M) = -0.00000247 \times M^2 - 0.000852 \times M + 30.65$$

FeStandard(M) : 車両重量がMキログラムの令和12年度特定ガソリン乗用自動車等の基準エネルギー消費効率 km/l

M : 車両重量 kg

1-2 判断の基準の特例

- (1) 平成22年度ガソリン乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、1-1(1)の判断の基準において、平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(1)において「未達成区分」という。）を有する場合であつて、次の表の左欄に掲げる区分ごとに平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値が同表の右欄に掲げるエネルギー消費効率許容値を下回らないものであり、かつ、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値が1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける平成22年度ガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を2で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1-1(1)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

区分	エネルギー消費効率許容値
1 車両重量が703キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	20.2
2 車両重量が703キログラム以上828キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	18.5
3 車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	17.1
4 車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	14.1
5 車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	12.6
6 車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	9.8
7 車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満の平成22年度ガソリン乗用自動車	8.0

8 車両重量が 2,016 キログラム以上 2,266 キログラム未満の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	6.8
9 車両重量が 2,266 キログラム以上の平成 22 年度ガソリン乗用自動車	6.1

- (2) 平成 27 年度ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行う者は、1—1(3)の判断の基準において、平成 27 年度ガソリン乗用自動車等平均燃費値が 1—1(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(2)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における平成 27 年度ガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（平成 27 年度ガソリン乗用自動車等平均燃費値が 1—1(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける平成 27 年度ガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1—1(3)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (3) 小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、1—1(4)の判断の基準において、小型バス平均燃費値が 1—1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(3)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあつては当該値に 1.1 を乗じた値））を超過達成量（小型バス平均燃費値が 1—1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあつては当該値に 1.1 を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1—1(4)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (4) 平成 27 年度路線バス等又は平成 27 年度一般バス等の製造又は輸入の事業を行う者は、1—1(5)又は(6)の判断の基準において、平成 27 年度路線バス等平均燃費値又は平成 27 年度一般バス等平均燃費値が 1—1(5)又は(6)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この(4)において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における平成 27 年度路線バス等平均燃費値又は平成 27 年度一般バス等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（平成 27 年度路線バス等平均燃費値又は平成 27 年度一般バス等平均燃費値が 1—1(5)又は(6)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける平成 27 年度路線バス等平均燃費値又は平成 27 年度一般バス等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を 2 で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1—1(5)又は(6)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。
- (5) 令和 2 年度特定ガソリン乗用自動車等の製造又は輸入の事業を行うものは、1—1(7)の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に 0.9 を乗じた値を下回らない場合であって、ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、LP ガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第 1 条の表第 1 号に規定する数値（JC08 モード燃費値（JC08 モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつてはWLTCモード燃費値）に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車及び軽油を燃料とする小型バスにあつては、当該エネルギー消費効率を 1.1 で除した値、特定LP ガス乗用自動車にあつては、当該エネルギー消費効率を 0.78 で除した値。）並びにプラグインハイブリッド乗用自動車（液化石油ガスを燃料とする乗用自動車であつて乗

車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5 トン以下のものを除く。) 及び電気乗用自動車のエネルギー消費効率 (別添 3 の換算式により変換した値をいう。) を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

(6) 令和 7 年度路線バス等又は令和 7 年度一般バス等の製造又は輸入の事業を行う者は、1—1(8)又は(9)の判断の基準において、令和 7 年度路線バス等平均燃費値又は令和 7 年度一般バス等平均燃費値が 1—1(8)又は(9)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分 (以下この(6)において「未達成区分」という。) を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量 (当該未達成区分における令和 7 年度路線バス等平均燃費値又は令和 7 年度一般バス等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値) を超過達成量 (次のイからハまでに掲げる方法により算定した値の総和) の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、1—1(8)又は(9)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

イ 令和 7 年度路線バス等平均燃費値又は令和 7 年度一般バス等平均燃費値が 1—1(8)又は(9)の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける令和 7 年度路線バス等平均燃費値又は令和 7 年度一般バス等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を 2 で除した値

ロ 令和 7 年度路線バス等を出荷する年度と同年度に国内向けに出荷する専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5 トン超の自動車に限り、二輪のもの (側車付きのものを含む。) 及び無限軌道式のものを除く。ハにおいて同じ。) (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車に限る。) であって、電気を動力源とするもの (以下「令和 7 年度電動路線バス等」という。) 及び水素を燃料とするもの (以下「令和 7 年度燃料電池路線バス等」という。) のエネルギー消費効率 (別添 4 及び別添 5 により算出した値をいう。ハにおいて同じ。) の逆数と当該自動車の車両総重量に相当する 1—1(8)の表の左欄に掲げる車両総重量の区分の基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該自動車の出荷台数及び 2 を乗じた値の総和

ハ 令和 7 年度一般バス等を出荷する年度と同年度に国内向けに出荷する専ら乗用の用に供する自動車 (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。) であって、電気を動力源とするもの (以下「令和 7 年度電動一般バス等」という。) 及び水素を燃料とするもの (以下「令和 7 年度燃料電池一般バス等」という。) のエネルギー消費効率の逆数と当該自動車の車両総重量に相当する 1—1(9)の表の左欄に掲げる車両総重量の区分の基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該自動車の出荷台数及び 2 を乗じた値の総和

2 表示事項等

2—1 表示事項

エネルギー消費効率 (省令第 1 条の表に定めるものをいう。以下この項において同じ。) の優れた乗用自動車 (1—1 に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない乗用自動車をいう。) の普及を図るため、乗用自動車のエネルギー消費効率に関し、乗用自動車製造事業者等 (乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。) は、次の事項を表示すること。

イ 車名及び型式

ロ 乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称

ハ 使用する燃料及び電気の種類 (レギュラーガソリン、プレミアムガソリン、軽油、液化石油ガス又は電気の別)

ニ 原動機の型式及び総排気量

ホ 車両重量

ヘ 乗車定員

ト 車両総重量 (路線バス等又は一般バス等に係るものに限る。)

チ 原動機の最高出力及び最大トルク

リ エネルギー消費効率（WLT Cモード燃費値を算定している乗用自動車、プラグインハイブリッド乗用自動車及び電気乗用自動車にあってはエネルギー消費効率及び次に掲げる数値）

- (i) WLT Cモード燃費値を算定している乗用自動車にあっては市街地モード燃費値（市街地モード（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添42Ⅱの別紙1の表1に規定する低速フェーズをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、道路運送車両法第75条第1項の指定（以下「型式指定」という。）に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、プラグインハイブリッド乗用自動車にあっては市街地モードハイブリッド燃料消費率（電気をを用いないで市街地モードで走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）及び市街地モード交流電力量消費率（市街地モードで走行する際の一キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、電気乗用自動車にあっては市街地モード交流電力量消費率
- (ii) WLT Cモード燃費値を算定している乗用自動車にあっては郊外モード燃費値（郊外モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表2に規定する中速フェーズa又は同別紙の表4に規定する中速フェーズbをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、プラグインハイブリッド乗用自動車にあっては郊外モードハイブリッド燃料消費率（電気をを用いないで郊外モードで走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）及び郊外モード交流電力量消費率（郊外モードで走行する際の一キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、電気乗用自動車にあっては郊外モード交流電力量消費率
- (iii) WLT Cモード燃費値を算定している乗用自動車にあっては高速道路モード燃費値（高速道路モード（細目告示別添42Ⅱの別紙1の表3に規定する高速フェーズa又は同別紙の表5に規定する高速フェーズbをいう。以下同じ。）で走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、プラグインハイブリッド乗用自動車にあっては高速道路モードハイブリッド燃料消費率（電気をを用いないで高速道路モードで走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）及び高速道路モード交流電力量消費率（高速道路モードで走行する際の一キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）、電気乗用自動車にあっては高速道路モード交流電力量消費率

ヌ 燃料供給装置の形式

ル 変速装置の形式及び変速段数

ロ 変速装置の各段ギア比（路線バス等又は一般バス等に係るものに限る。）

ワ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策

カ 等価EVレンジ（プラグインハイブリッド乗用自動車に係るものに限る。）（電気のみを用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLT Cモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）又は一充電走行距離（電気乗用自動車に係るものに限る。）（電気を用いて細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLT Cモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの。以下同じ。）

2-2 遵守事項

- (1) 2-1 に規定する表示事項の表示は、その乗用自動車に関するカタログに記載して行うこと。ただし、その乗用自動車は路線バス等又は一般バス等である場合は、乗用自動車を販売しようとする場合に提示する資料に記載して行ってもよい。
- (2) 2-1 リ及びカに掲げる事項のうち、エネルギー消費効率、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値、高速道路モード燃費値、市街地モードハイブリッド燃料消費率、郊外モードハイブリッド燃料消費率、高速道路モードハイブリッド燃料消費率、等価EVレンジ及び一充電走行距離は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。2-1 リに掲げる事項のうち、エネルギー消費効率についてはキロメートル毎リットル単位（交流電力量消費率（省令第1条の表第2号に規定する数値のうち、国土交通大臣が告示で定める方法により算定した走行距離1キロメートル当たりの消費電力量をワット時で表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの及び同表第3号に規定する数値。以下同じ。）はワット時毎キロメートル単位）で小数点以下第一位（路線バス等又は一般バス等の場合は小数点以下第二位、交流電力量消費率の場合は整数値）まで表示し、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値、高速道路モード燃費値、市街地モードハイブリッド燃料消費率、郊外モードハイブリッド燃料消費率及び高速道路モードハイブリッド燃料消費率についてはキロメートル毎リットル単位で小数点以下第一位まで表示し、市街地モード交流電力量消費率、郊外モード交流電力量消費率及び高速道路モード交流電力量消費率についてはワット時毎キロメートル単位で整数値で表示すること。2-1 カに掲げる事項はキロメートル単位で整数値で表示すること。
- (3) 路線バス等又は一般バス等にあつては、エネルギー消費効率の算定に当たり用いた空車時車両重量、乗車定員、全高、全幅、終減速機ギア比及びタイヤ動的負荷半径の仕様を、2-1 リに掲げる事項の注釈として、(1)のカタログ又は乗用自動車を販売しようとする場合に提示する資料に付記すること。
- (4) 展示に供する乗用自動車には、2-1 イ、リ及びカに掲げる事項を見やすい場所に明瞭に表示すること。この場合、2-2(2)に定めるところにより表示し、燃料としてプレミアムガソリンを使用するガソリン乗用自動車にあつては、その旨を付記すること。
- (5) 2-1 リ及びカに掲げる事項は、次に掲げる旨を付記すること。ただし、WLTCモード燃費値、WLTCモードハイブリッド燃料消費率及びWLTCモード交流電力量消費率を算定していない乗用自動車にあつては、ロからホまでに掲げるものを除く。
 - イ 気象、運転方法、道路における交通の混雑の状態等に応じて異なる旨
 - ロ 細目告示別添42Ⅱの別紙1の各表に掲げるWLTCモードは市街地モード、郊外モード及び高速道路モードから構成される旨
 - ハ 市街地モードは信号、渋滞等の影響を受ける走行を想定したものである旨
 - ニ 郊外モードは信号、渋滞等の影響を比較的受けない走行を想定したものである旨
 - ホ 高速道路モードは高速道路等における走行を想定したものである旨
- (6) (1)、(4)及び(5)において表示する2-1 リに掲げる事項は、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる燃費値等とする。

自動車の種類		燃費値等
1	平成22年度ガソリン乗用自動車	J C 08 モード燃費値（J C 08 モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつては、10・15 モード燃費値）
2	平成22年度LPガス乗用自動車	10・15 モード燃費値
3	平成27年度特定ガソリン J C 08 モード燃費値のみを算定している乗用自動車	J C 08 モード燃費値

乗用自動車等、特定小型バス及び令和2年度特定ガソリン乗用車等	W L T Cモード燃費値のみを算定している乗用自動車	W L T Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
	J C 08モード燃費値及びW L T Cモード燃費値を算定している乗用自動車	J C 08モード燃費値並びにW L T Cモード燃費値、市街地モード燃費値、郊外モード燃費値及び高速道路モード燃費値
4 路線バス等又は一般バス等		J H 25モード燃費値
5 プラグインハイブリッド乗用自動車	J C 08モードハイブリッド燃料消費率（燃費算定告示第1条第2項第1号イに掲げる方法により算定したものをいう。以下同じ。）及びJ C 08モード交流電力量消費率（燃費算定告示第1条第2項第2号イに掲げる方法により算定したものをいう。以下同じ。）のみを算定している乗用自動車	J C 08モードハイブリッド燃料消費率及びJ C 08モード交流電力量消費率
	W L T Cモードハイブリッド燃料消費率及びW L T Cモード交流電力量消費率のみを算定している乗用自動車	W L T Cモードハイブリッド燃料消費率、W L T Cモード交流電力量消費率、市街地モードハイブリッド燃料消費率、郊外モードハイブリッド燃料消費率、高速道路モードハイブリッド燃料消費率、市街地モード交流電力量消費率、郊外モード交流電力量消費率及び高速道路モード交流電力量消費率
	J C 08モードハイブリッド燃料消費率、J C 08モード交流電力量消費率、W L T Cモードハイブリッド燃料消費率及びW L T Cモード交流電力量消費率を算定している乗用自動車	J C 08モードハイブリッド燃料消費率、J C 08モード交流電力量消費率、W L T Cモードハイブリッド燃料消費率、W L T Cモード交流電力量消費率、市街地モードハイブリッド燃料消費率、郊外モードハイブリッド燃料消費率、高速道路モードハイブリッド燃料消費率、市街地モード交流電力量消費率、郊外モード交流電力量消費率及び高速道路モード交流電力量消費率
6 電気乗用自動車	J C 08モード交流電力量消費率のみを算定している乗用自動車	J C 08モード交流電力量消費率
	W L T Cモード交流電力量消費率のみを算定している乗用自動車	W L T Cモード交流電力量消費率、市街地モード交流電力量消費率、郊外モード交流電力量消費率及び高速道路モード交流電力量消費率
	J C 08モード交流電力量消費率及びW L T Cモード交流電力量消費率を算定している乗用自動車	J C 08モード交流電力量消費率、W L T Cモード交流電力量消費率、市街地モード交流電力量消費率、郊外モード交流電力量消費率及び高速道路モード交流電力量消費率

別添 1

1 の 1—1 の(1)に定める換算式は以下のとおりとする。

$$Fe_{10 \cdot 15} = A \times (1 + B \times \Delta IW / IW_0)^{-1} \times Fe_{JC08}$$

$Fe_{10 \cdot 15}$: 換算後の 10・15 モード燃費値 km/l

Fe_{JC08} : J C 08 モード燃費実測値 km/l

IW_0 : 細目告示別添 42 に規定する J C 08 モード試験法における等価慣性重量 kg

ΔIW : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 18 年国土交通省告示 1268 号）による改正前の細目告示別添 42 に規定する 10・15 モード試験法における等価慣性重量から IW_0 を引いた値 kg

A 及び B : 以下の表に定める定数

自動車の種別		変速装置の方式	定数 A	定数 B
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 2 条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）		手動式	1.078	0.241
		手動式以外のもの		0.352
ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車であって、軽自動車以外のもの	細目告示別添 42 に規定する電気式ハイブリッド自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）以外のもの	手動式	1.078	0.234
		手動式以外のもの		0.288
	電気式ハイブリッド自動車	手動式	1.149	0.234
		手動式以外のもの		0.288

別添 2

1 の 1—1(10)に定める算定式は以下のとおりとする。

$$Fe_{EV} = 6,750 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / (UF(R_{CD}) \times (1 / Fe_{CD} + 1 / (6.75 \times R_{CD} / E_1)) + (1 - UF(R_{CD})) / Fe_{CS})$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{CD} / 400)^6 - 98.9 \times (R_{CD} / 400)^5 + 134 \times (R_{CD} / 400)^4 - 89.5 \times (R_{CD} / 400)^3 + 32.5 \times (R_{CD} / 400)^2 - 11.8 \times (R_{CD} / 400))$$

Fe_{EV} : 換算後の電気乗用自動車のエネルギー消費効率 km/l

EC : 電気乗用自動車の W L T C モード交流電力量消費率 Wh/km

Fe_{PHEV} : 換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率 km/l

Fe_{CS} : W L T C モードハイブリッド燃料消費率 km/l

Fe_{CD} : 電気を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T C モードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

R_{CD} : 電気を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる W L T C モードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「プラグインレンジ」という。） km

E_1 : 一充電消費電力量（プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの） kWh/回

$UF(R_{CD})$: プラグインレンジに応じて算出される係数

別添 3

1 の 1—2(5)に定める算定式は以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添 42 I の別紙 6 の別表に掲げる J C 08 モードにより算定する場合には、「W L T C モード」を「J C 08 モード」に、「細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げる」を「細目告示別添 42 I の別紙 6 の別表に掲げる」に読み替えるものとする。

$$Fe_{EV} = 9,140 / EC$$

$$Fe_{PHEV} = 1 / (UF(R_{CD}) \times (1 / Fe_{CD} + 1 / (9.14 \times R_{CD} / E_1)) + (1 - UF(R_{CD})) / Fe_{CS})$$

$$UF(R_{CD}) = 1 - \exp(29.1 \times (R_{CD}/400)^6 - 98.9 \times (R_{CD}/400)^5 + 134 \times (R_{CD}/400)^4 - 89.5 \times (R_{CD}/400)^3 + 32.5 \times (R_{CD}/400)^2 - 11.8 \times (R_{CD}/400))$$

F_{EV} : 換算後の電気乗用自動車のエネルギー消費効率 km/l

EC : 電気乗用自動車のWLTCモード交流電力量消費率 Wh/km

F_{PHEV} : 換算後のプラグインハイブリッド乗用自動車のエネルギー消費効率 km/l

F_{CS} : WLTCモードハイブリッド燃料消費率 km/l

F_{CD} : 電気を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げるWLTCモードにより走行する際の燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

R_{CD} : 電気を用いて細目告示別添 42 II の別紙 1 の各表に掲げるWLTCモードにより走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「令和 2 年度プラグインレンジ」という。） km

E_1 : 一充電消費電力量（令和 2 年度プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの） kWh/回

$UF(R_{CD})$: 令和 2 年度プラグインレンジに応じて算出される係数

別添 4

1 の 1 - 2 (6) に定める算定式は以下のとおりとする。この場合において、細目告示別添 41 V、VI 及び VII に掲げる JH25 モード法を適用しないものにおいては、別添 5 に定める値とする。

$$F_{EV} = 9,940 / EC_{JH25}$$

$$F_{PHEV} = 1 / (UF(R_{CDA})_i \times (1 / F_{CDA} + 1 / (9.94 \times R_{CDA} / E_{AC})) + (1 - UF(R_{CDA})_i) / F_{CS})$$

$$F_{FCV} = 0.30 \times F_{JH25}$$

$$UF(R_{CDA})_i = 1 - \exp(a_i \times (R_{CDA}/1300)^6 + b_i \times (R_{CDA}/1300)^5 + c_i \times (R_{CDA}/1300)^4 + d_i \times (R_{CDA}/1300)^3 + e_i \times (R_{CDA}/1300)^2 + f_i \times (R_{CDA}/1300))$$

F_{EV} : 換算後の令和 7 年度電動路線バス等（燃料を使用するものを除く。以下「令和 7 年度電気路線バス等」という。）又は令和 7 年度電動一般バス等（燃料を使用するものを除く。以下「令和 7 年度電気一般バス等」という。）のエネルギー消費効率 km/l

EC_{JH25} : 細目告示別添 41 V で定める JH25 モード法による交流電力量消費率であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの Wh/km

F_{PHEV} : 換算後の令和 7 年度電動路線バス等（軽油を燃料とするものに限る。以下「令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等」という。）又は令和 7 年度電動一般バス等（軽油を燃料とするものに限る。以下「令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等」という。）のエネルギー消費効率 km/l

F_{CDA} : 電気を用いて細目告示別添 41 VI で定める JH25 モード法による軽油一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

F_{CS} : 電気を用いないで細目告示別添 41 VI で定める JH25 モード法による軽油一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの km/l

R_{CDA} : 電気を用いて細目告示別添 41 VI で定める JH25 モード法により走行することができる最大の距離をキロメートルで表した数値であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの（以下「令和 7 年度プラグインレンジ」という。） km

E_{AC} : 一充電消費電力量（令和 7 年度プラグインレンジを走行するために必要な外部充電による電力量であって、型式指定に当たり国土交通大臣が算定したもの） kWh/回

$UF(R_{CDA})_i$: 令和 7 年度プラグインレンジ及び次表の区分毎に決定される係数に応じて算出される係数

F_{FCV} : 換算後の令和 7 年度燃料電池路線バス等又は令和 7 年度燃料電池一般バス等のエネルギー消費効率 km/l

Fe_{JH25}：細目告示別添 41Ⅶで定める J H25 モード法による燃料消費率であって、型式指定に
 当たり国土交通大臣が算定したもの km/kg
 a_i～f_i：次表の区分毎に決定される係数

区分	a _i	b _i	c _i	d _i	e _i	f _i
1 車両総重量が 3.5 トン超 8 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等	-0.09	-1883.24	1603.62	-465.40	14.28	-9.45
2 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等	-0.17	-3.00	-147.44	-158.84	-9.69	-8.29
3 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等	-3.77	-17.76	-77.04	-252.81	-7.84	-7.85
4 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等	-0.17	-8.86	-765.03	-147.54	-22.96	-9.12
5 車両総重量が 14 トン超の令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等	-3.78	-19.21	-90.08	-318.85	-7.82	-7.68
6 車両総重量が 3.5 トン超 6 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-0.03	-0.15	-0.82	-4.72	-26.41	-17.78
7 車両総重量が 6 トン超 8 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-1.06	-12.65	-422.53	-5.06	-24.35	-14.93
8 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-0.56	-28.16	-1291.05	521.41	-80.39	-14.28
9 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-0.32	-15.81	-747.47	135.75	-38.74	-10.63
10 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-0.05	-0.29	-1.68	-10.21	-58.47	-14.14
11 車両総重量が 14 トン超 16 トン以下の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	-48.12	84.98	-45.53	1.09	0.12	-3.19
12 車両総重量が 16 トン超の令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等	731.88	-1460.13	859.34	-170.71	-2.57	-6.22

別添 5

細目告示別添 41Ⅴ、Ⅵ及びⅦに掲げる J H25 モード法を適用しないもの（令和 7 年度プラグインハイブリッド路線バス等及び令和 7 年度プラグインハイブリッド一般バス等は除く。）のエネルギー消費効率は、次表の区分毎に定める値とする。

区分	エネルギー消費効率
1 車両総重量が 3.5 トン超 8 トン以下の令和 7 年度電気路線バス等及び令和 7 年度燃料電池路線バス等	14.30
2 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の令和 7 年度電気路線バス等及び令和 7 年度燃料電池路線バス等	12.60
3 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の令和 7 年度電気路線バス等及び令和 7 年度燃料電池路線バス等	11.60
4 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の令和 7 年度電気路線バス等及び令和 7 年度燃料電池路線バス等	10.54
5 車両総重量が 14 トン超の令和 7 年度電気路線バス等及び令和 7 年度燃料電池路線バス等	9.04

6 車両総重量が 3.5 トン超 6 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	19.08
7 車両総重量が 6 トン超 8 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	15.46
8 車両総重量が 8 トン超 10 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	12.74
9 車両総重量が 10 トン超 12 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	12.12
10 車両総重量が 12 トン超 14 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	10.58
11 車両総重量が 14 トン超 16 トン以下の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	10.56
12 車両総重量が 16 トン超の令和 7 年度電気一般バス等及び令和 7 年度燃料電池一般バス等	10.28

附 則 抄

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示の 2 の規定により行うべき表示事項等は、施行日以降に道路運送車両法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたもの（同日前に指定の申請を行ったものを除く。）については指定の日から、その他については平成二十六年一月一日から、それぞれ適用する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日／経済産業省／国土交通省／告示第 11 号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成 25 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 31 日／経済産業省／国土交通省／告示第 6 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日／経済産業省／国土交通省／告示第 3 号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 4 日／経済産業省／国土交通省／告示第 6 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一月五日／経済産業省／国土交通省／告示第六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日／経済産業省／国土交通省／告示第一号） 抄

- この告示は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（以下この項において「新乗用車判断基準告示」という。）2—1 及び 2—2（6）の規定の適用については、令和五年三月三十一日までは、新乗用車判断基準告示 2—1 中「及び JH25 モード燃費値」とあるのは、「重量車モード燃費値及び JH25 モード燃費値」と、新乗用車判断基準告示 2—2（6）中「JH25 モード燃費値」とあるのは「JH25 モード燃費値（JH25 モード燃費値を算定していない乗用自動車にあつては、重量車モード燃費値）」とする。

（令二経産国交告二・一部改正）

附 則（令和二年三月三十一日／経済産業省／国土交通省／告示第二号） 抄

- この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の2の規定（プラグインハイブリッド乗用自動車、電気乗用自動車及び液化石油ガスを燃料とする特定小型バスに限る。）は、令和三年四月一日から適用する。

附 則 （令和五年三月三十一日／経済産業省／国土交通省／告示第一号）

この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則 （令和七年三月三十一日／経済産業省／国土交通省／告示第二号）

この告示は、公布の日から施行する。